

第14号議案

桶川市手数料条例の一部を改正する条例

桶川市手数料条例（平成12年桶川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、前号に掲げる場合を除く。
- (3) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正前	改正後
<p>(手数料の減免)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者から、別表第1項から第24項まで、第31項、第73項又は第80項に規定する事務の申請があったときは、当該手数料を免除する。</p> <p>2 市長は、規則で定める者から、別表第12項又は第17項に規定する事務の申請があったときは、当該手数料を免除する。</p> <p>3 市長は、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第8条第2項に規定する盲導犬の使用者証を有する者から別表第25項から第28項までに規定する事務の申請があったときは、当該手数料を免除する。</p> <p>4 市長は、別表第32項から第35項までに規定する事務の申請があった場合において、災害その他の理由により手数料を納付させることが適当でないと認めると</p>	<p>(手数料の減免)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者から、別表第1項から第26項まで、第33項、第75項又は第82項に規定する事務の申請があったときは、当該手数料を免除する。</p> <p>2 市長は、規則で定める者から、別表第12項又は第18項に規定する事務の申請があったときは、当該手数料を免除する。</p> <p>3 市長は、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第8条第2項に規定する盲導犬の使用者証を有する者から別表第27項から第30項までに規定する事務の申請があったときは、当該手数料を免除する。</p> <p>4 市長は、別表第34項から第37項までに規定する事務の申請があった場合において、災害その他の理由により手数料を納付させることが適当でないと認めると</p>

き、又は公益上特に必要があると認めるときは、規則に定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除する。

5 市長は、別表**第62項**に規定する事務の申請があった場合において、当該屋外広告物が政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の届出を経た政党、協会その他の団体がはり紙、はり札、広告旗又は立看板を表示するものに該当するときは、当該手数料を免除する。

別表(第2条関係)

項	手数料を徴収する事務	金額
略		
16	戸籍法(昭和22年法律第224号)第120条第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	1通につき 450円

き、又は公益上特に必要があると認めるときは、規則に定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除する。

5 市長は、別表**第64項**に規定する事務の申請があった場合において、当該屋外広告物が政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の届出を経た政党、協会その他の団体がはり紙、はり札、広告旗又は立看板を表示するものに該当するときは、当該手数料を免除する。

別表(第2条関係)

項	手数料を徴収する事務	金額
略		
16	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき 450円
17	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項及び第20項において同じ。))によ	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

				り戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
17	略			18	略	
18	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 750円		19	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項まで若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	1通につき 750円
				20	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

				第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
19	略			21	略	
20	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の 交付又は 同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他 市町村長 の受理した書類に記載した事項の証明書の 交付	1通につき 350円 (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)		22	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の 交付、 同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他 市長 の受理した書類に記載した事項の証明書の 交付又は同法120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	1通につき 350円 (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)

<u>21</u>	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他 <u>市町村長の受理した書類</u> を閲覧に供する事務	<u>書類</u> 1件につき 350円	<u>23</u>	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他 <u>市長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの</u> を閲覧に供する事務	<u>書類又は届書等情報の内容を表示したもの</u> 1件につき 350円
<u>22</u>	略		<u>24</u>	略	
<u>23</u>	略		<u>25</u>	略	
<u>24</u>	略		<u>26</u>	略	
<u>25</u>	略		<u>27</u>	略	
<u>26</u>	略		<u>28</u>	略	
<u>27</u>	略		<u>29</u>	略	
<u>28</u>	略		<u>30</u>	略	
<u>29</u>	略		<u>31</u>	略	
<u>30</u>	略		<u>32</u>	略	
<u>31</u>	略		<u>33</u>	略	
<u>32</u>	略		<u>34</u>	略	
<u>33</u>	略		<u>35</u>	略	
<u>34</u>	略		<u>36</u>	略	
<u>35</u>	略		<u>37</u>	略	
<u>36</u>	略		<u>38</u>	略	
<u>37</u>	略		<u>39</u>	略	
<u>38</u>	略		<u>40</u>	略	
<u>39</u>	略		<u>41</u>	略	
<u>40</u>	略		<u>42</u>	略	
<u>41</u>	略		<u>43</u>	略	
<u>42</u>	略		<u>44</u>	略	
<u>43</u>	略		<u>45</u>	略	
<u>44</u>	略		<u>46</u>	略	
<u>45</u>	略		<u>47</u>	略	
<u>46</u>	略		<u>48</u>	略	
<u>47</u>	略		<u>49</u>	略	
<u>48</u>	略		<u>50</u>	略	
<u>49</u>	略		<u>51</u>	略	
<u>50</u>	略		<u>52</u>	略	
<u>51</u>	長期優良住宅建築等計画等の認定の申請に対する審査	ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅	<u>53</u>	長期優良住宅建築等計画等の認定の申請に対する審査	ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅

性能評価書(いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。イ並びに**第52項ア**及びイにおいて同じ。)の交付を受けたもので、ウ以外のもの

- (ア) 一戸建ての住宅
 - a 新築の場合
8,000円
 - b 増築又は改築の場合
13,000円
 - c 建築を伴わない場合
13,000円
- (イ) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。イ並びに**第52項ア**及びイにおいて同じ。)で床面積の合計(申請に係る住戸を含む1の建築物の床面積の合計をいう。イにおいて同じ。)が500平方メートル以内のもの
 - a 新築の場合
17,000円
 - b 増築又は改築の場合
25,000円
 - c 建築を伴わない場合
25,000円

イ 略

ウ 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に

性能評価書(いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。イ並びに**次項ア**及びイにおいて同じ。)の交付を受けたもので、ウ以外のもの

- (ア) 一戸建ての住宅
 - a 新築の場合
8,000円
 - b 増築又は改築の場合
13,000円
 - c 建築を伴わない場合
13,000円
- (イ) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。イ並びに**次項ア**及びイにおいて同じ。)で床面積の合計(申請に係る住戸を含む1の建築物の床面積の合計をいう。イにおいて同じ。)が500平方メートル以内のもの
 - a 新築の場合
17,000円
 - b 増築又は改築の場合
25,000円
 - c 建築を伴わない場合
25,000円

イ 略

ウ 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に

		<p>対する審査に加え、第32項の審査を要するもの</p> <p>ア又はイの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額</p>			<p>対する審査に加え、第34項の審査を要するもの</p> <p>ア又はイの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額</p>
52	長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請に対する審査	<p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査に加え、第32項の審査を要するもの</p> <p>ア又はイの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額</p>	54	長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請に対する審査	<p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査に加え、第34項の審査を要するもの</p> <p>ア又はイの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額</p>
53	略		55	略	
54	略		56	略	
55	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	<p>次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>ア 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面(以下「低炭素建築物適合証」という。)について、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)から交付を受けたもので、カ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p>	57	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	<p>次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>ア 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面(以下「低炭素建築物適合証」という。)について、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)から交付を受けたもので、カ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p>

5,000円

(イ) 住宅用途を含む
建築物の住宅部分

a 床面積の合計
が300平方メー
トル未満のもの
11,000円

b 床面積の合計
が300平方メー
トル以上500平
方メートル以内
のもの
23,000円

(ウ) 非住宅用途を含
む建築物の非住宅
部分

a 床面積の合計
が300平方メー
トル未満のもの
11,000円

b 床面積の合計
が300平方メー
トル以上500平
方メートル以内
のもの
19,000円

イ 低炭素建築物適合証
について、登録住宅
性能評価機関又は登
録建築物エネルギー
消費性能判定機関か
ら交付を受けていな
いもので、建築物エ
ネルギー消費性能基
準等を定める省令(平
成28年経済産業省・
国土交通省令第1号)
第10条第2号イ(1)及
びロ(1)に定める基準
に適合するカ以外の
もの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計
が200平方メー
トル未満のもの
40,000円

5,000円

(イ) 住宅用途を含む
建築物の住宅部分

a 床面積の合計
が300平方メー
トル未満のもの
11,000円

b 床面積の合計
が300平方メー
トル以上500平
方メートル以内
のもの
23,000円

(ウ) 非住宅用途を含
む建築物の非住宅
部分

a 床面積の合計
が300平方メー
トル未満のもの
11,000円

b 床面積の合計
が300平方メー
トル以上500平
方メートル以内
のもの
19,000円

イ 低炭素建築物適合証
について、登録住宅
性能評価機関又は登
録建築物エネルギー
消費性能判定機関か
ら交付を受けていな
いもので、建築物エ
ネルギー消費性能基
準等を定める省令(平
成28年経済産業省・
国土交通省令第1号)
第10条第2号イ(1)及
びロ(1)に定める基準
に適合するカ以外の
もの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計
が200平方メー
トル未満のもの
40,000円

b 床面積の合計
が200平方メー
トル以上500平
方メートル以内
のもの

44,000円

(イ) 住宅用途を含む
建築物の住宅部分

a 床面積の合計
が300平方メー
トル未満のもの

80,000円

b 床面積の合計
が300平方メー
トル以上500平
方メートル以内
のもの

135,000円

ウ 低炭素建築物適合証
について、登録住宅
性能評価機関又は登
録建築物エネルギー
消費性能判定機関か
ら交付を受けていな
いもので、建築物エ
ネルギー消費性能基
準等を定める省令第
10条第2号イ(2)及び
ロ(2)に定める基準に
適合するカ以外のも
の

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計
が200平方メー
トル未満のもの

20,000円

b 床面積の合計
が200平方メー
トル以上500平
方メートル以内
のもの

22,000円

(イ) 住宅用途を含む
建築物の住宅部分

a 床面積の合計
が300平方メー

b 床面積の合計
が200平方メー
トル以上500平
方メートル以内
のもの

44,000円

(イ) 住宅用途を含む
建築物の住宅部分

a 床面積の合計
が300平方メー
トル未満のもの

80,000円

b 床面積の合計
が300平方メー
トル以上500平
方メートル以内
のもの

135,000円

ウ 低炭素建築物適合証
について、登録住宅
性能評価機関又は登
録建築物エネルギー
消費性能判定機関か
ら交付を受けていな
いもので、建築物エ
ネルギー消費性能基
準等を定める省令第
10条第2号イ(2)及び
ロ(2)に定める基準に
適合するカ以外のも
の

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計
が200平方メー
トル未満のもの

20,000円

b 床面積の合計
が200平方メー
トル以上500平
方メートル以内
のもの

22,000円

(イ) 住宅用途を含む
建築物の住宅部分

a 床面積の合計
が300平方メー

トル未満のもの
38,000円

b 床面積の合計
が300平方メー
トル以上500平
方メートル以内
のもの
66,000円

エ 低炭素建築物適合証
について、登録住宅
性能評価機関又は登
録建築物エネルギー
消費性能判定機関か
ら交付を受けていな
いもので、建築物エ
ネルギー消費性能基
準等を定める省令第
10条第1号イ(1)及び
ロ(1)に定める基準に
適合する非住宅用途
を含む建築物の非住
宅部分で、カ以外の
もの

(ア) 床面積の合計が
300平方メートル未
満のもの

267,000円

(イ) 床面積の合計が
300平方メートル以
上500平方メートル
以内のもの

334,000円

オ 低炭素建築物適合証
について、登録住宅
性能評価機関又は登
録建築物エネルギー
消費性能判定機関か
ら交付を受けていな
いもので、建築物エ
ネルギー消費性能基
準等を定める省令第
10条第1号イ(2)及び
ロ(2)に定める基準に
適合する非住宅用途
を含む建築物の非住
宅部分で、カ以外の

トル未満のもの
38,000円

b 床面積の合計
が300平方メー
トル以上500平
方メートル以内
のもの
66,000円

エ 低炭素建築物適合証
について、登録住宅
性能評価機関又は登
録建築物エネルギー
消費性能判定機関か
ら交付を受けていな
いもので、建築物エ
ネルギー消費性能基
準等を定める省令第
10条第1号イ(1)及び
ロ(1)に定める基準に
適合する非住宅用途
を含む建築物の非住
宅部分で、カ以外の
もの

(ア) 床面積の合計が
300平方メートル未
満のもの

267,000円

(イ) 床面積の合計が
300平方メートル以
上500平方メートル
以内のもの

334,000円

オ 低炭素建築物適合証
について、登録住宅
性能評価機関又は登
録建築物エネルギー
消費性能判定機関か
ら交付を受けていな
いもので、建築物エ
ネルギー消費性能基
準等を定める省令第
10条第1号イ(2)及び
ロ(2)に定める基準に
適合する非住宅用途
を含む建築物の非住
宅部分で、カ以外の

		<p>もの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 130,000円</p> <p>カ 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に加え、第32項の審査を要するもの</p> <p>アからオまでの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額</p>		<p>もの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 130,000円</p> <p>カ 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に加え、第34項の審査を要するもの</p> <p>アからオまでの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額</p>	
56	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>ア 低炭素建築物適合証について、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けたもので、カ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 2,500円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 11,500円</p> <p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p>	58	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>ア 低炭素建築物適合証について、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けたもので、カ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 2,500円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 11,500円</p> <p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p>

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 9,500円

イ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するカ以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 67,500円

ウ 低炭素建築物適合証

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 9,500円

イ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するカ以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 67,500円

ウ 低炭素建築物適合証

について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するカ以外のもの

(7) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
10,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの
11,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
19,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの
33,000円

エ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に

について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するカ以外のもの

(7) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
10,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの
11,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
19,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの
33,000円

エ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に

	<p>適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、カ以外のもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 167,000円</p> <p>オ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、カ以外のもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 65,000円</p> <p>カ 低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査に加え、第32項の審査を要するもの</p> <p>アからオまでの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額</p>		<p>適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、カ以外のもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 167,000円</p> <p>オ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、カ以外のもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 65,000円</p> <p>カ 低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査に加え、第34項の審査を要するもの</p> <p>アからオまでの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額</p>
--	---	--	---

<p>57</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査</p>	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合</p> <p>a 床面積の合計（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条に規定する床面積の合計から工場における生産エリア、倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室、データセンターにおける電子計算機室並びに大学、研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室の床面積の合計を減じたものをいう。以下この項及び第61項において同じ。）が</p>	<p>59</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査</p>	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合</p> <p>a 床面積の合計（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条に規定する床面積の合計から工場における生産エリア、倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室、データセンターにおける電子計算機室並びに大学、研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室の床面積の合計を減じたものをいう。以下この項及び第63項において同じ。）が</p>
------------------	--------------------------------	---	------------------	--------------------------------	---

		<p>300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 19,000円</p> <p>(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 9,500円</p>			<p>300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 19,000円</p> <p>(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 9,500円</p>
		イ 略			イ 略
		ウ 略			ウ 略
58	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	<p>1の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面についてあらかじめ交付を受けたもので、カ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 5,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計（建築物エネルギー消費性能基</p>	60	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	<p>1の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面についてあらかじめ交付を受けたもので、カ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 5,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計（建築物エネルギー消費性能基</p>

準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。b、イ(イ)、次項ア(イ)及びイ(イ)並びに **第60項ア(イ)**、イ(イ)及びウ(イ)において同じ。)が300平方メートル未満のもの 11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 23,000円

(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 19,000円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもので、カ以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅
a 床面積の合計

準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。b、イ(イ)、次項ア(イ)及びイ(イ)並びに **第62項ア(イ)**、イ(イ)及びウ(イ)において同じ。)が300平方メートル未満のもの 11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 23,000円

(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 19,000円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもので、カ以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅
a 床面積の合計

が200平方メートル未満のもの
40,000円

b 床面積の合計
が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの 44,000円

(イ) 住宅用途を含む
建築物の住宅部分

a 床面積の合計
が300平方メートル未満のもの
80,000円

b 床面積の合計
が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 135,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもので、カ以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計
が200平方メートル未満のもの
20,000円

b 床面積の合計
が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む
建築物の住宅部分

a 床面積の合計
が300平方メートル未満のもの
38,000円

b 床面積の合計

が200平方メートル未満のもの
40,000円

b 床面積の合計
が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの 44,000円

(イ) 住宅用途を含む
建築物の住宅部分

a 床面積の合計
が300平方メートル未満のもの
80,000円

b 床面積の合計
が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 135,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもので、カ以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計
が200平方メートル未満のもの
20,000円

b 床面積の合計
が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む
建築物の住宅部分

a 床面積の合計
が300平方メートル未満のもの
38,000円

b 床面積の合計

が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 66,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、カ以外のもの

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 334,000円

オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、カ以外のもの

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 130,000円

カ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に加え、**第32項**の審査を要するもの

が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 66,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、カ以外のもの

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 334,000円

オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、カ以外のもの

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 130,000円

カ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に加え、**第34項**の審査を要するもの

		アからオまでの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額			アからオまでの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額
59	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>1の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額。ただし、新たに追加される建築物については、前項に定める額とする。</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面についてあらかじめ交付を受けたもので、カ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 2,500円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 11,500円</p> <p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 9,500円</p>	61	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>1の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額。ただし、新たに追加される建築物については、前項に定める額とする。</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面についてあらかじめ交付を受けたもので、カ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 2,500円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 11,500円</p> <p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 9,500円</p>

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもので、カ以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの
22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
40,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの
67,500円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもので、カ以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
10,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもので、カ以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの
22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
40,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの
67,500円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもので、カ以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
10,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内

	のもの 11,000 円		のもの 11,000 円
	(イ) 住宅用途を含む 建築物の住宅部分		(イ) 住宅用途を含む 建築物の住宅部分
	a 床面積の合計 が300平方メー トル未満のもの 19,000円		a 床面積の合計 が300平方メー トル未満のもの 19,000円
	b 床面積の合計 が300平方メー トル以上500平 方メートル以内 のもの 33,000 円		b 床面積の合計 が300平方メー トル以上500平 方メートル以内 のもの 33,000 円
	エ ア以外の場合で、建 築物エネルギー消費 性能基準等を定める 省令第10条第1号イ (1)及びロ(1)に定め る基準に適合する非 住宅用途を含む建築 物の非住宅部分で、 カ以外のもの		エ ア以外の場合で、建 築物エネルギー消費 性能基準等を定める 省令第10条第1号イ (1)及びロ(1)に定め る基準に適合する非 住宅用途を含む建築 物の非住宅部分で、 カ以外のもの
	(ア) 床面積の合計が 300平方メートル未 満のもの 133,500 円		(ア) 床面積の合計が 300平方メートル未 満のもの 133,500 円
	(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以 上500平方メートル 以内のもの 167,000円		(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以 上500平方メートル 以内のもの 167,000円
	オ ア以外の場合で、建 築物エネルギー消費 性能基準等を定める 省令第10条第1号イ (2)及びロ(2)に定め る基準に適合する非 住宅用途を含む建築 物の非住宅部分で、 カ以外のもの		オ ア以外の場合で、建 築物エネルギー消費 性能基準等を定める 省令第10条第1号イ (2)及びロ(2)に定め る基準に適合する非 住宅用途を含む建築 物の非住宅部分で、 カ以外のもの
	(ア) 床面積の合計が 300平方メートル未 満のもの 51,000 円		(ア) 床面積の合計が 300平方メートル未 満のもの 51,000 円
	(イ) 床面積の合計が		(イ) 床面積の合計が

		300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 65,000円 カ 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査に加え、 第32項 の審査を要するもの アからオまでの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額			300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 65,000円 カ 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査に加え、 第34項 の審査を要するもの アからオまでの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額
60	略		62	略	
61	略		63	略	
62	略		64	略	
63	略		65	略	
64	略		66	略	
65	略		67	略	
66	略		68	略	
67	略		69	略	
68	略		70	略	
69	略		71	略	
70	略		72	略	
71	略		73	略	
72	略		74	略	
73	略		75	略	
74	略		76	略	
75	略		77	略	
76	略		78	略	
77	略		79	略	
78	略		80	略	
79	略		81	略	
80	略		82	略	

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

令和6年2月21日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。